

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

制 度 名	教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の拡充		
税 目	贈与税		
要 望 の 内 容	<p>（内閣府（主管）との共同要望）</p> <p>受贈者（貧困の状況にある子供に限る。）の教育資金に充てるために篤志家（以下「贈与者」という。）が金銭等を拠出し、金融機関（信託会社（信託銀行を含む。）、銀行等及び金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。）に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者 1 人につき 1,500 万円（学校等以外の者に支払われる金銭については 500 万円を限度とする。）までの金額に相当する部分の価額については、贈与税を非課税とするとともに、その他本制度の利用促進に向けた所要の措置を講ずる。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>— （ （</p>	<p>— 百万円 百万円） 百万円）</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>現行の、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、既にこれを活用した 1 兆円超の資産移転がなされているが、親族間の世代間移転であり、世代内格差の拡大懸念も指摘されているところ。</p> <p>貧困の状況にある子供を一括贈与の受贈者とする場合に限り、贈与者が直系尊属でない場合にも、受贈者に課される贈与税を非課税とすることで、篤志家による貧困の状況にある子供への贈与を促し、現行制度の問題点を改善することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。 また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。 <p>「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益信託制度の改革等により、貧困状況にある子供の教育費にも民間資金の支援が届くようにする。 <p>「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（平成 27 年 11 月 13 日政府税制調査会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税を通じた再配分だけではなく、遺産による寄付等を促進するなど、遺産を子・孫といった家族内のみで承継せず、その一部を社会に還元することにより、次世代における機会の平等や世代内の公平の確保等に資する方策を検討することが重要である。 		
<p>今回の要望に関</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>Ⅱ－3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備を図る。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ</p>

	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	保育士の専門学校に進学する生活保護家庭の子の学費を他人である高齢者が全額負担した事例や、信託銀行窓口の紹介により1000万円の寄付が行われた事例を子供の貧困対策に従事する民間団体から聞き及んでおり、貧困の状況にある子供たちの学資を寄付しても良いという篤志家は相当数いるものと考えられる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望内容が実現すれば、篤志家(特に高齢者)の自由意思による社会貢献の促進、世代間資産移転が促されることに加え、対象が貧困の状況にある子供に限定されていることから、貧困の世代間連鎖の解消が期待できる(非課税措置の適用が直系尊属間に限られる現行制度では、貧困の世代間連鎖の解消は期待できない)。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は、資産がある者から貧困層の若者への資産移転を促進させ、個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与することになり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	本措置が導入されてから平成28年4月末現在までで、契約件数161,682件、贈与された金額約1兆1,037億円(信託協会調べ)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	なし
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	高齢者に偏重している個人金融資産が孫世代へ移転することにより、子育て世代の教育費負担の軽減が図られた。実際に、信託を設置している金額のうち、平成28年4月末現在で約1,894億円が教育資金として既に使用されている。

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>祖父母世代から孫世代への世代間資産移転を促進させることで、将来の教育資金の確保を図り、我が国の将来を担うイノベーション人材、グローバル人材等の育成を強化する。また、子育て世代の将来不安を和らげることで、係る世代による消費の活性化を促す。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本措置によって1兆を超える信託設置がなされているため、若者世代の将来の教育資金の確保は実現できている。また実際に使用された資金が1,894億円にのぼっており、子育て世代の消費の活性化は十分促されていると言える。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成25年4月1日に新設、平成28年4月1日より拡充。</p>